

20 経営第 5791 号

平成 21 年 1 月 23 日

最終改正

22 経営第 5333 号

平成 22 年 12 月 22 日

地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

(農林水産省) 経営局長

農業委員会の適正な事務実施について

昨年 12 月 3 日、農林水産省は国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向につき、「農地改革プラン」をとりまとめ、公表した。

これは、農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図るため、①農地面積の減少を抑制すること等により農地を確保すること及び②制度の基本を「所有」から「利用」に再構築することを主眼に、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）等の農地関連法を広汎かつ抜本的に改める内容となっている。

この新たな農地制度が実効を上げるためには、現場で農地制度を中心となって運用する農業委員会の役割が非常に重要である。

近時、農業委員会に対しては、審議が形骸化している、外部からの農業参入者に必要以上に厳しいなど、法の公平・公正な運用に問題がある等の指摘がなされていることも事実であり、これらを踏まえ、「農地改革プラン」においては、新たな政策の方向を示すことに加え、農業委員会については、その事務が的確に実施されることを確保するための条件整備についても検証することとしたところである。

本年度は、農業委員の統一選挙も実施され、多くの農業委員会で委員の改選が行われたところであり、今後「農地改革プラン」の方向に沿って新たな政策が展開されるに先立ち、その運用を担う農業委員会の事務の点検・検証、一人一人の農業委員の意識改革等を狙いとして、下記の取組を行うこととする。貴職におかれては、御了知の上、管内の都府県及び市町村と連携の上、農業委員会に対し適切な助言指導等を行われたい。

また、このことについては、貴職から管内の都府県に対し通知するとともに、都府県から管内の市町村及び農業委員会へ通知するよう併せて通知願いたい。

施行注意

- 1 () 書は、地方農政局長あては削る。
- 2 下線部は、北海道知事あては削る。

20 経営第 5791 号
平成 21 年 1 月 23 日

全国農業会議所
会長 太田 豊秋 殿

農林水産省経営局長

農業委員会の適正な事務実施について

標記の件について、別添写しのとおり地方農政局長等あて通知したので、御了知の上、すべての農業委員会で取組が行われるよう、適切に助言指導等願いたい。

記

1 基本的考え方

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）に基づき市町村に設置される行政委員会として、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律によりその権限に属させた事務（以下「法令事務」という。）及び農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事務等（以下「促進等事務」という。）を実施しているところである。

このうち、法令事務については、農業委員会の判断の透明性や、全国的な公平性が強く求められているものである一方、促進等事務については、すべての農業委員会で、外部及び内部を問わずはっきり見える活発な活動が強く求められている。

しかしながら、農業委員会の事務については、政府の規制改革会議等の場において、

- ① 地域によっては事務の大半が事務局により処理されており、農業委員の関与が不十分である
- ② 農業委員は実質的に自分が選出された地区の担当となっており、担当地区の利害関係のみでそれ以外の案件については意見を述べない
- ③ 農地転用については、議論が活発ではなく、またどんな転用でも認めている農業委員会がある。農業委員自身が利害当事者となる場合すらある
- ④ 農業委員会は、往々にして外部からの農業参入者に排他的である等、審議の形骸化に係る指摘や公平性及び公正性に対する疑問に係る指摘がなされている。

また、促進等事務については、農業委員会ごとに活動に大きな差があり、地元の農業者からも、農業委員会の活動が見えにくい等の指摘があり、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）では、「例えば、耕作放棄地についてその解消に係る指導が低調であるなど、十分にその機能が発揮されているとは言い難く、農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を検討する」とされたところである。

このため、このような農業委員会に対する厳しい評価や指摘は、農業委員会の存在意義に対する警鐘と真摯に受け止め、改めて農業委員会が適正に事務を実施する契機とするとともに、新たな農地制度における事務が適正に実施されることを確保するための条件整備についても検証していかなければならない。

さらに、農業委員会の委員及び職員の不祥事等の発生は、農業委員会全体に対する信頼を著しく損なうものであり、農業委員会は、引き続き綱紀の保持の徹底を図ることとする。

2 農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組

(1) 法令事務

ア 農地法第3条に基づく許可事務

農業委員会が行う農地法第3条に基づく農地等に対する権利の設定及び移転の許可については、行政手続法（平成5年法律第88号）において、審査基準を定め、これを公にした上で、申請に対する審査、応答及び処分の際の理由を提示するとともに、標準処理期間の設定や審査に係る情報の提供に努めるものとされている。

また、農業委員会の意思決定が行われる総会又は農地部会の会議（以下「総会等」という。）については、農業委員会法において、会議の公開並びに議事録の作製及び縦覧を義務づけている。

このため、農業委員会が行う農地法第3条の許可事務については、農地法に基づく許可基準及び各種通知等で示された判断基準に基づき農業委員会が定めている審査基準を基に、次の手順により実施するものとする。なお、その際、許可申請後の事務処理については、農業委員会の定める標準処理期間内に事務処理を完了するものとする。

さらに、国民目線に立った事務処理の確立のため、標準処理期間の短縮、総会等の弾力的な開催、許可申請書記入マニュアルの作成・周知等、許可事務の迅速化等に努めるものとする。

(ア) 事務処理の事前周知等

① 事務処理の事前周知

農業委員会は、農地法第3条の許可申請が円滑に行われるよう、以下の事項を市町村のホームページ等により周知すること。

- i) 許可のポイントと、申請から許可までの流れを、解りやすく解説した資料
- ii) 申請書の具体的記入方法を極力専門用語を用いず、申請者の目線で解説した許可申請書記入マニュアル
- iii) 申請に当たっての必要書類一覧
- iv) 申請書の毎月の受付締め切り日
- v) 申請内容を審議する総会等の開催予定日
- vi) 申請書受付から許可までの標準処理期間

② 下限面積（別段面積）の周知及び公表

農地法第3条第2項第5号の別段の面積（以下「別段面積」という。）を設定している場合は設定した別段面積及び設定理由を、設定していない場合はその理由を、市町村のホームページ等により周知すること。

また、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、当該検討結果を市町村のホームページ等で公表すること。

(イ) 事実関係の確認

農業委員会は、許可申請等があった際には、申請書等に記載された内容の事実関係を客観的資料に基づいて確認するほか、必要に応じて複数の農業委員による現地調査を行うこと。その際、申請者に過大な負担を課することの

ないようにすること。

(ウ) 総会等での審議

農業委員会は、総会等において許可の可否を審議する際には、審査基準の全ての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該審査基準に適合するかどうかの判断を区分して実施すること。併せてそれぞれの項目ごとに判断の根拠を明確にすること。

(エ) 申請者への審議結果の通知

農業委員会は、決定した許可の可否の通知を申請者に対して行う際には、当該申請に係る総会等での指摘や許可の条件等について説明すること。特に、不許可処分を行う場合には、(ウ)の項目ごとの判断及び判断の根拠を示し、不許可の理由、不服申立ての際の手続等を明確に説明すること。

(オ) 審議結果等の公表

農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作製し、これを縦覧に供すること。

なお、その際、当該事案について農業委員会法第24条の議事参与の制限が適正に行われていることを明示すること。また、農業委員会の審議過程の透明性を確保する観点から、当該議事録について市町村のホームページ等により公表すること。

イ 農地転用に関する事務

農業委員会が、農地法第4条及び第5条の規定に基づく都道府県知事の農地転用許可に係る意見書を添付することとされているのは、都道府県知事による許可の可否の判断に際して、周辺に与える影響や地域の実情等を総合的に勘案した意見を述べることが求められていることによるものである。このことを踏まえ、農地転用許可に係る農業委員会の意見の決定については、次の手順により実施するものとする。

(ア) 事実関係の確認

農業委員会は、農地転用許可申請があった際には、

- ① 農地区分の判断の重要な要素である申請地周辺の地形、地物や、市街地化の指標となる施設の設置の状況
- ② 申請地について使用及び収益を目的とする権利を持つ者の同意の状況
- ③ 周辺農地の営農条件への支障の有無

等について、客観的資料に基づいて確認すること。なお、この場合、必要に応じて農業委員自らが調査を行い、申請者に過大な負担を課することがないようにすること。

(イ) 総会等での審議

農業委員会は、総会等において都道府県知事に対する意見を審議する際には、周辺農地の営農条件への支障の有無等の農地法に基づく許可基準（判断

基準が示された各種通知を含む)の全ての項目ごとに、申請書に記載された内容等が当該許可基準に適合するか否か検討すること。併せて、その理由を明確にすること。

なお、特に、申請地周辺での過去の農地転用許可申請事案と農地区分の判断が異なる場合には、その理由を明確にすること。

(ウ) 審議結果等の公表

審議結果等の公表については、アの(オ)に準じて行うこと。

ウ 遊休農地に関する措置

農業委員会は、農地法第30条第1項及び第2項の規定により、少なくとも毎年一回、区域内の農地の利用状況調査を行うこととされている。調査の結果、遊休農地があるときは当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要な指導等の措置を講じることとされており、この措置に当たっては、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)の第3の「遊休農地に関する措置」に基づき、遊休農地の発生防止及び解消の取組を確実に実施するものとする。

なお、遊休農地の所有者等に対する指導等を行った場合には、当該所有者等の意向を踏まえ、その指導内容等について市町村担当部局や地域で耕作放棄地対策を推進する組織へ情報提供を行い、必要な支援を得て遊休農地の解消のための取組を進めるものとする。

また、農業委員会は、農地の利用状況調査等を円滑かつ計画的に実施できるよう、毎年度、実施時期、調査方法等を設定するとともに、遊休農地の所有者等に対する指導等の実施状況を対外的に明らかにする観点から、次の点について整理するものとする。

(ア) 農業委員会の区域内の遊休農地の面積及び筆数

(イ) 遊休農地への農業委員会の指導の件数及び改善状況

(ウ) 遊休農地である旨の通知を行った面積及び件数

(エ) 農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告した遊休農地の面積及び件数

エ 農業生産法人からの報告への対応

農業委員会は、管内の農地を所有等している農業生産法人から農地法第6条に基づく事業状況等の報告がなされた際には、農業生産法人の要件に適合していることを確認すること。なお、その際、農業生産法人の要件を満たさなくなるおそれがある農業生産法人が自主的にその状態を是正しようとせず、近く要件を満たさなくなると認められる場合は、農業委員会はこれを是正するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。また、その勧告を受けた農業生産法人がその所有する農地等の譲渡しを希望する場合は、農業委員会はあつせん

に努めること。

また、農業委員会は、農地法第6条に基づく報告を行っていない農業生産法人に対して、文書で督促を行うこと。督促したにもかかわらず報告書の提出がない農業生産法人に対しては、農地法第68条に基づく罰則を適用するための地方裁判所への申出を検討するとともに、確実に報告を求めること。

オ 情報の提供等

農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農業委員会は、農地法第52条に基づき、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこととされている。

このため、農業委員会は、次の事務について、運用通知の第4の規定に留意しつつ、適正かつ確実に実施するものとする。

- (ア) 農地の賃貸借契約の目安となる地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供
- (イ) 農地法等による農地の権利移動及び転用の状況等に関する基礎的な情報の把握
- (ウ) 管内の全ての農地について、その保有及び利用の状況等の情報を収集整理した農地基本台帳の整備

カ その他

農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等、上記アからオに定める事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務の処理については、アの(イ)から(オ)に定める手順に準じて、事務処理の透明性を確保し、客観的・中立的な判断に基づき適正に実施するものとする。

(2) 促進等事務

ア 農地の利用集積の促進等

農業従事者の減少及び高齢化、耕作放棄地の増加等が進む中、農業委員会が法令事務以外に、地域の実情に応じて、意欲ある多様な農業者を育成・確保するための活動や農地の利用集積を推進するための活動等に取り組むことは、地域の農業振興を図る上で極めて重要となっている。

このため、農業委員会は、これらの活動について、市町村、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等の関係機関・団体と連携しながら、積極的な活動を実施するものとする。

イ 違反転用への適正な対応

農地の違反転用については、未だ多くの事案が発生している状況であるが、その早期発見や未然防止に関して、農業委員会の役割は非常に重要である。

このため、農業委員会は、運用通知の第2の7の(1)のイ及び「農地法に係る事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知)別紙1の第4の7の(1)のアに基づき、違反転用の是正等に係る取組を適正に実施するものとする。

3 点検・評価及び活動計画等の策定

農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を、次の手順により行うものとする。

(1) 点検・評価及び活動計画等の検討

農業委員会は、毎年度1月から2月にかけて、当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を行うものとする。

ア 法令事務

農業委員会は、当該年度に実施した2の(1)の事務について判断の透明性が確保されていたか否かや公平・公正な運用がなされたか否か等の検討を行うとともに、当該事務に関して是正等が必要な場合にはその措置を検討するものとする。

イ 促進等事務

農業委員会は、当該年度に実施した2の(2)の事務について目標の達成状況や活動が達成に向けて有効であったか否か等の検討を行うとともに、当該年度の活動等を踏まえ次年度の目標とその達成に向けた活動計画等を検討するものとする。

(2) 点検・評価及び活動計画等の案の作成

農業委員会は、毎年度3月末までに(1)のア及びイの検討結果を踏まえ、当該年度の活動に対する自らの点検・評価の案を別紙様式1に、また、次年度の目標とその達成に向けた活動計画の案を別紙様式2により取りまとめの上、市町村のホームページ等により公表するものとする。

(3) 地域の農業者等からの意見聴取

農業委員会は、(2)により公表した当該年度の活動に対する自らの点検・評価の案及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の案について、地域の農業者等から意見及び要望等を募集するものとする。この場合、農業委員会は、意見及び要望等の募集期間として30日以上の日数を設定するものとする。

なお、地域の農業者等から寄せられた意見及び要望等については、農業委員会としての考え方を別紙様式3に整理し、(4)と併せて市町村のホームページ等により公表するものとする。

(4) 点検・評価及び活動計画等の決定

農業委員会は、毎年度5月末までに(3)により寄せられた地域の農業者等からの意見及び要望等を踏まえ、(2)により取りまとめた別紙様式1及び2を補正の上、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計

画を決定し、市町村のホームページ等により公表するものとする。

なお、農業委員会は、当該年度の活動計画が決定されるまでの間は、(2)で取りまとめた活動計画の案に基づいて活動を行うものとする。

4 点検、評価結果等の報告

(1) 国への報告

農業委員会は、毎年度6月末までに、3の(4)により決定した点検・評価結果及び目標とその達成に向けた活動計画を、都道府県を通じて、地方農政局（北海道にあっては農林水産省経営局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に報告するものとする。

(2) 国による指導、助言

地方農政局等は、(1)による農業委員会の報告の内容について検討し、結果に問題がある農業委員会に対しては、都道府県と連携し、必要な指導、助言を行うものとする。

注：平成22年度の活動計画については、「農業委員会の適正な事務実施について」の一部改正について（平成22年12月22日付け22経営第5333号経営局長通知）による改正前の別紙様式2により作成されているので、平成22年度の活動計画の各項目に対応している改正前の別紙様式1により評価を行うこと（改正通知新旧対照表附則参照）。